

老齢年金の額（見込）を知りたいとき

「ねんきん定期便」で確認

「ねんきん定期便」は、国民年金及び厚生年金保険に加入している組合員及び年金待機者の方に、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報をお送りするものです。

- 送付時期 毎年1回、誕生月の月末に組合員の方へお送りしています。

※なお、他の共済組合からの転入者については、年金加入記録の情報の整備に時間を要するため情報が整備された以降の月にお送りする場合がありますのでご了承ください。

●送付内容

誕生月の年齢 (送付形式)	節目の年（封書）		節目の年以外（はがき）	
	59歳	35歳、45歳	50歳未満	50歳以上（注記2）
表示内容	現在の加入条件で60歳まで継続加入したものと して算出した年金見込額	これまでの加入実績に 応じた年金額	これまでの加入実績に 応じた年金額	現在の加入条件で60歳 まで継続加入したものと して算出した年金見込額
	これまでの年金加入期間・加入履歴		これまでの年金加入期間	
	（参考）これまでの保険料納付額（累計額）		（参考）これまでの保険料納付額（累計額）	
	これまでの厚生年金保険における 標準報酬月額等の月別状況		最近の月別状況（直近13か月）	
	これまでの国民年金保険料の納付状況（注記1）			

注記1：国民年金の加入履歴がある方のみにお知らせしています。 注記2：既に老齢年金を受給している方にはお知らせしていません。

ねんきん定期便 が届いたら

表示されている年金加入記録について、「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
「もれ」や「誤り」がある場合には、その旨を「ねんきん定期便」に記載されている
照会先へお問い合わせください。

令和7年4月1日から共働き・共育での推進策として、新たに2つの手当金が追加！ 「育児休業支援手当金」と「育児時短勤務手当金」の支給が始まります！

- 両親ともに通算14日以上育児休業をした場合、28日分を上限に、支給率が標準報酬日額の80%に引き上げられます。

- 2歳に満たない子を養育するために育児時短勤務をした場合、減収後の報酬の最大10%に相当する額が支給されます。

